

平成24年度に都道府県において制定された 中小企業の振興に関する条例

ページ

- 1 富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例……………1
- 2 愛知県中小企業振興基本条例……………7
- 3 香川県中小企業振興条例……………10
- 4 ふるさと愛媛の中小企業振興条例……………13
- 5 中小企業の振興に関するかごしま県民条例……………17

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例

平成24年9月28日公布

本県は、先人の英知と努力によって、日本海側屈指の工業集積等を図り大きく発展を遂げてきたが、その原動力となってきたのは、県内企業の大多数を占める中小企業であり、多様な事業活動を通じて本県経済の発展を支えるとともに、地域社会の担い手として県民生活の向上にも大きく寄与してきた。

近年、産業の国際化、情報化が進展し、消費者の需要が多様化する中で、中小企業が様々な創意工夫を凝らし、経営の革新を進めるとともに、本県産業の発展を担う人材を育成し、及び確保することが喫緊の課題となっている。

中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、意欲ある中小企業者を地域社会全体で育成し、必要な支援を行うことを通じて、中小企業の多様で活力ある成長と地域経済の発展を促進し、県民が将来への夢と希望を持っていきいきと働き、暮らすことができる富山県を築くため、中小企業の振興と人材の育成を県政の重要な課題と位置付け、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興と人材の育成等（以下「中小企業の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興等を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業に関する団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 地域金融機関 県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

- (4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興等は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進することを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興等は、本県の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな特産物及び自然環境その他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより、推進されなければならない。

3 中小企業の振興等は、小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。次条第3項において同じ。）に配慮する等中小企業者の経営規模及び経営形態を勘案して推進されなければならない。

4 中小企業の振興等は、意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業者が求める人材の育成及び確保を図ることを旨として、推進されなければならない。

5 中小企業の振興等は、県、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める中小企業の振興等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

3 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。）の確保が特に困難であることが多い小規模企業者に対して、融資その他の事項について、小規模企業者の経営の状況に応じ、必要な配慮をするよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓、人材の育成等に取り組み、その経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、その事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割)

第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が新技術及び新商品の開発、販路の開拓等経営の向上及び改善を図るために行う取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。

(研究機関及び教育機関の役割)

第7条 研究機関及び教育機関は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業の振興等に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、基本理念にのっとり、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興等が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

(技術の高度化、商品及びサービスの高付加価値化等による競争力の強化)

第10条 県は、中小企業者の経営の革新の促進及び新たな需要の創出を図るため、新商品又は新サービスの開発の支援、新分野への進出の支援、他の産業との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ものづくりの技術の高度化による中小企業者の競争力の強化を図るため、産

学官の連携による研究開発の促進、研究施設及び設備の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、中小企業者による付加価値の高い商品の開発を促進するため、デザインを活用した商品の開発の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(成長発展が期待される新たな産業の創出等)

第11条 県は、中小企業者の創業及び新事業の創出を促進するため、創業等に必要な資金供給の円滑化、新商品等の販路の開拓の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、成長発展が期待される新たな産業の創出及び育成を図るため、新技術の研究開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、企業の立地を促進し、新たな産業の集積を図るため、企業を立地する環境の整備、企業誘致の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(販路の開拓に関する事業環境の整備)

第12条 県は、中小企業者の国内及び国外における販路の開拓を促進するため、企業との商談の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、経済交流の促進及び物流の活性化を図るため、貿易及び投資に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、産業の空洞化を防ぐため、県内のものづくりの拠点の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営の安定及び経営基盤の強化)

第13条 県は、中小企業者の支援体制の強化を図るため、中小企業者が相談その他総合的な支援を受けることができる体制の整備、中小企業に関する団体の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、中小企業者に対する資金供給の円滑化を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、物品及び役務の調達並びに工事の発注に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、公正な下請取引の促進に努めるものとする。

(商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化)

第14条 県は、商業又はサービス業を営む中小企業者の経営の革新を促進するため、経済的社会的環境の変化に対応した戦略的な取組の支援、顧客の期待等に応える事業の展開の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、まちのにぎわいづくりの推進、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業等地域に根ざした産業の振興を図るため、伝統的工芸品等の販路の開拓の支援、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の発展を担う人材の育成)

第15条 県は、創業及び新事業の創出を志す人材並びに事業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、技能者の育成及び技能の継承を図るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、段階的かつ体系的な職業能力の開発及び向上の促進を図るため、多様な職業訓練の実施、中小企業者が行う職業訓練に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、職業観及び勤労観の形成を図るため、就業体験の機会の提供、就業に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の機会の確保と雇用環境の整備)

第16条 県は、中小企業者を支える人材の確保を図るため、若者等の県内の中小企業への就業の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意欲及び能力に応じた多様な就業の促進を図るため、就業を希望する者のそれぞれの状況に応じた就業支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、安心して働くことができる雇用環境の整備を促進するため、仕事と子育ての両立の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議)

第17条 中小企業の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議(次条第1項及び第3項において「県民会議」という。)を置く。

第18条 県民会議は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、中小企業の振興等に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、中小企業の振興等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第20条 知事は、中小企業の振興等に関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第21条 知事は、毎年、中小企業の振興等に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第22条 県は、中小企業の振興等に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県中小企業振興基本条例
(平成24年10月12日成立、同16日公布・施行)

我が国の中央に位置する本県は、交通の要衝となる地の利と豊かな自然に恵まれる中で、手工業の時代から、絶えずモノづくりの革新的な技術を発信しつつ、今日まで産業県として発展してきた。

こうした本県の発展は、絶えずモノづくりの技術を革新してきた製造業に携わる人々の努力によるだけでなく、流通業、運輸業、サービス業など、様々な業種の企業が、相互に支え合い、共に成長してきた結果である。

本県の中小企業は、これらの企業の事業活動の主たる担い手として、本県の産業県としての発展に貢献し、本県の経済と雇用を支える重要な役割を果たしてきた。

中小企業は、経営者と従業員の創意工夫によって、新たな事業や商品、サービスを生み出すとともに、地域における新たな雇用を創出するなど、地域経済の活力の維持向上の源となる存在である。また、中小企業は、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結び付きやすい、県民の潜在力と意欲とが発揮される場でもある。さらに、中小企業は、地域に根差した活動を通じて、地域社会に貢献する役割も担っている。

私たちは、このような中小企業の存在と役割の重要性に対する認識を共有し、自ら努力する中小企業者と共に、中小企業の振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。
- 二 中小企業団体 商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に関する団体をいう。
- 三 大企業者等 中小企業者以外の事業者(中小企業団体及び金融機関を除く。)をいう。
- 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。
- 五 大学等 大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
- 六 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とすること。
- 二 中小企業が、その多様で特色ある事業活動を通じて、地域における経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、地域社会の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に行うこと。
- 三 県、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者等、金融機関及び大学等の連携の下に行うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第五条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(中小企業者の取組等)

第六条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 中小企業者は、まちづくりの推進を図る活動その他の地域社会の発展に資する活動を行い、及びそれらの活動に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の取組等)

第七条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営及び取引条件の向上に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(大企業者等の配慮等)

第八条 大企業者等は、基本理念にのっとり、中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の配慮等)

第九条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第十条 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十一条 県民は、中小企業の振興に対する理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営基盤の強化等の促進)

第十二条 県は、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新又は創業を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営方法に関する指導及び助言
- 二 中小企業者が自ら又は大学等若しくは大企業者等と共同して行う新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の支援及びその成果の普及の推進
- 三 中小企業者の知的財産の保護及び活用の支援
- 四 中小企業者の連携又は事業の共同化による経営資源の相互の補完の促進

五 創業及び中小企業者が行う新たな事業活動に必要な情報の提供並びにそれらに対する支援体制の整備

六 中小企業者の国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援

七 中小企業者の円滑な経営の承継の支援

(資金の供給の円滑化)

第十三条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業者を対象とする融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保の支援)

第十四条 県は、中小企業を担うべき人材の育成及び確保を支援するため、職業能力の開発、技能の継承の支援、従業員の仕事と生活の調和の促進、就業に対する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第十五条 県は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、地域の特産物等の地域資源を活用した新商品の販売又は新役務の提供の支援、商店街振興組合等と連携して行うまちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第十六条 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(施策の推進に係る措置)

第十七条 県は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県中小企業振興条例

香川県の中小企業は、今日まで、生産、流通等本県経済活動の原動力として、重要な役割を果たすとともに、雇用機会を創出し、地域社会の担い手として、本県の発展及び県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国際競争の激化、人口減少の進展等により、社会経済情勢が大きく変化し、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような中、今後も本県の持続的かつ活力ある成長発展を図るためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、新しい技術、ビジネスモデル等の新たな価値を生み出す等意欲ある中小企業を育て、支援していくことが重要である。

ここに、私たちは、次代を担う若者が将来に夢と希望を持つことのできる、元気で活力ある香川を創造することを目指して、社会全体で中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、県の責務、中小企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本県の経済の活性化及び持続的発展並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業が多様な事業分野において特色ある事業活動を行い、本県の経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、本県の経済を支える重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫を生かした自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。
- (2) 本県の人材、技術、自然その他の資源の積極的な活用が図られること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を実施するものとする。

- 2 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、市町、大学、中小企業団体その他の関係機関との連携に努めなければならない。
- 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その事業の成長発展を図るとともに、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第8条 県民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。）を促進すること。
- (2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出を促進すること。
- (3) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。
- (5) 中小企業の販路の開拓を促進すること。
- (6) 中小企業の知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。

（市町に対する支援）

第10条 県は、市町が実施する中小企業振興施策について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（小規模企業者への配慮）

第11条 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、経営資源（法第2条第4項に規定する経営資源をいう。）の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（同条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮するものとする。

（調査及び研究）

第12条 県は、中小企業振興施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うものとする。

（施策の実施状況の公表）

第13条 県は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、中小企業振興施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふるさと愛媛の中小企業振興条例

愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。

しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。

このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、基盤となる中小企業の持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 県内に所在する商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援等を目的として設立された団体をいう。

(3) 大学等 県内の大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。

(4) 県産品等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内で生産され、又は採取された物品

イ 県内で製造され、又は加工された物品

ウ 県内で提供されるサービス等

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の持続的発展が県民生活の向上に寄与することへの理解を深め、中小企業者が供給する県産品等に対する需要の増進を図ることを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者の公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限しないことを基本として行われなければならない。

3 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然等の県内各地域が特性として有する地域資源の有効活用を図ることを基本として行われなければならない。

(基本方針)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

(1) 中小企業者の新たな製品及び技術の開発を促進すること。

(2) 中小企業者の販路開拓を支援すること。

(3) 中小企業者の創業並びに新たな事業の創出、発展及び定着を促進すること。

(4) 中小企業者の経営の革新の促進及び経営基盤の強化を図ること。

(5) 中小企業者の技能の継承並びに事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

(6) 中小企業者が供給する県産品等の情報を提供すること。

- (7) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること。
- (8) 中小企業者が供給する県産品等の県又は県出資法人が執行する事業等における優先的な使用に努めること。
- (9) 中小企業者が供給する県産品等の市町が執行する事業等における優先的な使用の促進を図ること。
- (10) 中小企業者の受注機会の拡大を図ること。
- (11) 中小企業者の知的財産の活用及び産学官の連携強化を図ること。
- (12) 地域の多様な資源及び特性を活かした事業活動を促進するための環境整備を図ること。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業団体、大学等との連携に努めるとともに、県民の協力を促すために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び公正かつ自由な競争の確保に留意しつつ、中小企業の経済活動の強化に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自発的に努力し、及び創意工夫を行って事業活動に取り組むとともに、その経営基盤の強化に努めるものとする。

2 中小企業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会と密接な連携を確保し、県産品等の優先的な使用により地域の振興に資するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、地域の人材の育成及び研究成果の普及が中小企業の振興に資するものであることを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、中小企業の振興が本県を活性化し、及び県民生活の向上に寄与することを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町に対する支援)

第10条 県は、市町の中小企業の振興に関する取組みを支援するため、助言、情報の提供等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、中小企業者、学識経験のある者等の意見等を聴取するための場を設け、その意見等を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中小企業の振興に関するかごしま県民条例

〔平成 24 年 10 月 12 日
鹿児島県条例第 40 号〕

鹿児島県は、二つの半島と多くの離島からなる南北約 600 キロメートルに及ぶ広大な県土に、豊かな自然を有し、近代日本の先駆けとなった産業や誇りある多様な文化を育んできた。こうした地域の特性や資源等を生かして中小企業は創業され、現在、県内企業のうち企業数で 99.9 パーセント、従業員数の約 90 パーセントを占め、地域社会の維持や雇用の確保など県民の生活を支える重要な存在であるとともに、地域の歴史、伝統、文化の継承にも大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、国際的競争の激化、急速に進む少子高齢化、人口減少などにより、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、地域社会の連帯感の希薄化と相まって地域社会全体にも大きな影響を及ぼしている。

このような中、九州新幹線の全線開業、新たな国際航空路線の開設など、国内外との交流が拡大している。これを契機に、中小企業は、時代のニーズを的確に捉え、本県の基幹産業である農林水産業との連携など地域資源の有効活用や本県独自の商品の開発、東アジアなど海外も視野に入れた事業の展開や販路等の拡大に取り組む必要がある。そのために、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域社会づくりにつなげていかなければならない。

その決意の下に、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 中小企業関係団体 県内に事務所を有する商工会，商工会議所その他の中小企業に関係する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営み，県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 県内に所在する大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）その他の研究機関をいう。

（基本理念）

- 第3条 中小企業の振興は，中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図らなければならない。
- 2 中小企業の振興は，中小企業が地域経済の活性化及び雇用の確保に貢献し，地域社会の担い手として県民の生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に図られなければならない。
 - 3 中小企業の振興は，優れた人材，豊かな自然に育まれた資源，蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，次に掲げる基本方針に基づき，中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (2) 創業及び新たな事業活動の促進を図ること。
- (3) 資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 事業活動を担うべき人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進を図ること。
- (6) 知的財産の創造，保護及び活用の促進を図ること。
- (7) 農商工等連携及び6次産業化の促進を図ること。
- (8) 地域の多様な資源，特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (9) 地域の中小企業への受注機会の増大を図ること。
- (10) 中小企業の振興に資する企業立地の促進を図ること。
- (11) 障がい者の雇用機会，男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備を図ること。
- (12) 安心して子どもを生み，育てることができる雇用環境の整備を図ること。
- (13) ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進を図ること。
- (14) 環境に配慮した事業活動の促進を図ること。
- (15) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大を図ること。

(県の責務)

- 第5条 県は、前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）についての毎年度の推進計画（以下「年度推進計画」という。）を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、年度推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを県民に公表するものとする。
 - 3 県は、中小企業振興施策を推進するに当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び金融機関と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

- 第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。
- 2 中小企業者は、地域住民と連携して地域の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

- 第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

- 第8条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、基本理念にのっとり、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

- 第9条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成及び研究の成果の普及を通じて、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(県議会の役割)

- 第10条 県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第 11 条 県民は、中小企業の振興が、地域経済の活性化、雇用の確保及び県民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第 12 条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 13 条 県は、中小企業振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 14 条 県は、中小企業者、中小企業関係団体等と協議するなど、毎年度その意見を聴く機会を設け、中小企業振興施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、中小企業の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。